

エース・マイルームプラン (家財総合保険・賠償責任保険) 概要

保険金をお支払いする場合		お支払いする保険金
損害保険金	①火災 ②落雷 ③破裂・爆発 ④物体の落下、飛来、衝突、倒壊 ⑤給排水設備に生じた事故による水濡れ ⑥騒じょう、労働争議による暴行・破壊	保険期間中に生じた左記の事故により保険の目的に損害が生じたとき 時価額を基準に算出した損害額（保険金額が限度） ●貴金属、宝石、美術品等は、1個、1組または1対の損害額が30万円を超えるときは、その損害額を30万円として保険金をお支払いします。
	⑦盗難	家財 損害額（1事故につき1構内ごと50万円限度） 通貨 損害額（1事故につき1構内ごと10万円限度）
持ち出し家財保険金	⑧持ち出し家財の損害	一時的に持ち出した家財が日本国内の他の建物内において、上記①～⑦(通貨の盗難を除きます。)の事故によって損害が生じたとき 損害額（1事故につき50万円または、保険金額の20%に相当する額のいずれか低い額が限度） ●貴金属、宝石、美術品等は、1個、1組または1対の損害額が30万円を超えるときは、その損害額を30万円として保険金をお支払いします。 ●持ち出し家財である自転車または原動機付自転車（総排気量が125cc以下のものをいいます。）の盗難はお支払いできません。
費用保険金	⑨修理費用保険金	上記①～⑦の事故により借用住宅に損害が生じ、被保険者がその貸主との契約に基づいて自己の費用で修理したとき 修理費用実費（1事故につき100万円限度） ただし下記（注1,2）に掲げる修理費用を除きます。 （注1）柱、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部（壁、床を除く） （注2）玄関、ロビー、廊下、昇降機、便所、浴室、門、扉、給水塔等の借用住宅居住者の共同の利用に供せられるもの
	⑩臨時費用保険金	上記の①～⑥の事故により、損害保険金を支払われるとき 損害保険金の10%（1事故につき1構内ごと10万円限度）
	⑪残存物取片付け費用保険金	上記の①～⑥の事故により、損害保険金を支払われるとき 残存物の取片付けに必要な実費（損害保険金の10%限度）
	⑫失火見舞費用保険金	上記の①、③により、第三者の所有物を滅失、き損または汚損（煙損害または臭気付着による損害を除きます。）させたとき 1被災世帯あたり20万円（1事故につき保険金額、もしくは保険価格のいずれか低い額の20%限度）
賠償責任保険	⑬借家人賠償責任担保	被保険者の借用する住宅が、被保険者の責めに帰すべき事由に起因する火災、破裂または爆発により損壊した場合において、その貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったとき 損害賠償金額（1事故につき1,000万円限度、また訴訟、裁判上の和解、調停または仲裁に要した費用を含む）
	⑭個人賠償責任担保	日本国内において、被保険者が借用する住宅の使用もしくは管理または日常生活に起因する偶然な事故により、他人の身体の障害または財物の損壊が生じ、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったとき ※他人から借りたり預かった財物の損害に対する賠償責任は補償の対象とはなりません。 損害賠償金額（1事故につき1,000万円限度、また訴訟、裁判上の和解、調停または仲裁に要した費用を含む）

※①～⑫までの支払保険金の合計額は、保険契約証記載の保険金額が限度となります。

※⑬借家人賠償責任担保と⑭個人賠償責任担保の支払保険金の合計額は1事故につき1,000万円が限度となります。

損害保険金をお支払いできない主な場合

- 保険契約者、被保険者またはこれらの方の代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- 家財の紛失、置き忘れ
- 借用住宅の外での事故
- 持ち出し家財である原動機付自転車、自転車の盗難
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- 雨、雪、あられ、砂じん、粉じん、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来
- 土砂崩れまたは風災、ひょう災、雪災もしくは水災の事故による損害
- 給排水設備自体に生じた損害
- 核燃料物質、放射能汚染に起因する事故
- 保険契約者または被保険者が所有または運転する車両またはその積載物の衝突または接触
- 借用住宅の貸主が所有または運転する車両またはその積載物の衝突または接触

ご契約の対象とならない物

- (1) 船舶、航空機、自動車（自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。）
- (2) 通貨、有価証券、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、印紙、切手、乗車券等、これらに類するもの（通貨は盗難事故の場合のみご契約の対象となります。）
- (3) 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの
- (4) テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピューター用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他、これらに類するもの
- (5) 動物および植物等の生物
- (6) 業務の用に供されるものおよび商品

- このパンフレットは保険の概要を説明したものです。詳しくは「普通保険約款」をご覧ください。
- ご契約に際しましては必ず「契約概要」ならびに「注意喚起情報」をご覧ください。

取扱代理店



万一事故にあわれたら

ただちに取扱代理店または弊社へご連絡のうえ保険金請求の手続きをお取りください。このご連絡が遅れますと保険金のお支払いが遅れたり、お支払いができない場合がありますのでご注意ください。

賠償事故の場合

被害者との間で賠償額を決定(示談)する場合には、事前にご相談ください。弊社の承認がないまま被害者に対して損害賠償責任の全部または一部を承認された場合には、保険金が支払われないことがありますのでご注意ください。

クーリングオフについて

保険期間が1年を超える個人のご契約につきましては、ご契約の撤回または解除を申し出ることができる「クーリングオフ制度」がございます。

エース・マイルームプラン事故受付サービス・ダイヤル

☎ 0120-715-015 [24時間 365日受付]

引受保険会社

エース 貸貸少額短期保険株式会社

本社
〒150-0011 東京都渋谷区東1-26-20 東京建物東渋谷ビル9F
TEL:03-6834-2900 (代) FAX:03-5467-4400
http://www.ace-chintai.co.jp

ACE MY ROOM PLAN

エース・マイルームプラン

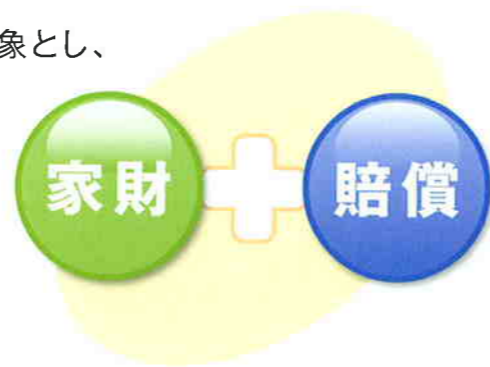
(家財総合保険・賠償責任保険)



エース 貸貸少額短期保険

賃貸住宅ご入居の皆様に必要な補償をひとつにパッケージ。

エース・マイルームプランは賃貸住宅にお住まいの方を対象とし、
 万一事故が起こったときのための家財の保険と
 賠償責任保険の2つをセットにした保険です。
 賃貸住宅ご入居の皆様を取り巻く
 リスクに対応した補償をご提供します。



家財総合保険

万一の事故のとき、お客様の大切な家財をお守りする保険です。火災・爆発・盗難などの事故による家財の損害保険金に加え、以下の各種保険金をお支払いします。

■損害保険金

以下の事故により、お住まいの家財が損害を被ったときに損害保険金をお支払いします。



■その他の各種保険金

●持ち出し家財保険金

一時的に持ち出した家財が日本国内の他の建物内において、上記①～⑦の事故によって損害が生じたときに「持ち出し家財保険金」をお支払いします。(通貨の盗難の場合を除きます。)

●修理費用保険金

上記①～⑦の事故により被保険者の借用する住宅が損害を受け、被保険者が貸主との契約に基づいて自己の費用で修理した場合、「修理費用保険金」をお支払いします。ただし下記(注1,2)に掲げる修理費用を除きます。

(注1) 柱、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部(壁、床を除く)

(注2) 玄関、ロビー、廊下、昇降機、便所、浴室、門、塀、給水塔等の借用住宅居住者の共同の利用に供せられるもの

●臨時費用保険金

上記の①～⑥の事故により、損害保険金が支払われる場合に、事故のために臨時に生ずる費用に対して、損害保険金の10%に相当する額を「臨時費用保険金」としてお支払いします。

●残存物取片付け費用保険金

上記の①～⑥の事故により、損害保険金が支払われる場合で、残存物の取片付けのために必要な費用に対して、損害保険金の10%を限度として「残存物取片付け費用保険金」をお支払いします。

●失火見舞費用保険金

上記の①または③により、第三者の所有物を滅失、き損または汚損(煙損害または臭気付着による損害を除きます。)させた場合、1被災世帯あたり20万円を「失火見舞費用保険金」としてお支払いします。(保険金額、もしくは保険価格のいずれか低い額の20%限度)

賠償責任保険

借用住宅を火災などで損壊した場合の大家さんへの賠償責任と、日常生活での事故による第三者への賠償責任の補償をセットしました。

借家人賠償責任担保

被保険者の借用する住宅が、被保険者の責めに帰すべき事由に起因する火災、破裂または爆発により損壊した場合において、その貸主に対して、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったときに保険金をお支払いします。



火災を起こし、大家さんに賠償しなければならなくなった。

個人賠償責任担保

日本国内において、被保険者が借用する住宅の使用もしくは管理または日常生活に起因する偶然な事故により、他人の身体の障害または財物の損壊が生じ、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったときに保険金をお支払いします。なお、他人から借りたり預かった財物の損害に対する賠償責任は補償の対象になりません。



洗濯機の水があふれて階下の入居者の家財を水浸しにした。

■保険料表

保険料 (2年)		300万コース	500万コース	700万コース	1,000万コース
		16,700円	17,900円	19,100円	21,000円
お支払いする保険金		保険金額 (支払限度額)			
家財総合保険 (※1)	①損害保険金 (※2)	300万円限度	500万円限度	700万円限度	1,000万円限度
	火災				
	落雷				
	破裂・爆発				
	建物外部からの物体の落下、飛来、衝突				
	給排水設備の事故による水ぬれ				
	騒じょう・労働争議による暴行・破壊				
家財の盗難	1事故、1構内につき50万円限度				
通貨の盗難	1事故、1構内につき10万円限度				
②持ち出し家財保険金	50万円または保険金額×20%のいずれか低い額が限度				
③費用保険金	修理費用	1事故につき100万円限度			
	臨時費用	損害保険金の10% (1事故、1構内につき10万円限度)			
	残存物取片付け費用	損害保険金の10%が限度			
	失火見舞費用	1被災世帯×20万円 (1事故につき保険金額、もしくは保険価格のいずれか低い額の20%限度)			
賠償責任保険 (※3)	④借家人賠償責任担保	1,000万円限度			
	⑤個人賠償責任担保	1,000万円限度			

※1 ①から③の支払保険金の合計額は1回の事故につき保険契約記載の保険金額を限度とします。

※2 貴金属、美術品等は、1個、1組または1対の損害額が30万円を超えるときは、その損害額を30万円として保険金をお支払いします。

※3 ④と⑤が同時に発生した場合の支払保険金の合計額は、1回の事故につき1,000万円が限度となります。